

## 新規開業に関する届出書

祇園町南側の指定区域で、営業の新規開店、業種変更、業者名変更等に関し、行為の30日前までに、規制業種の自主協定の規定により、届出します。

(宛先) 祇園町南側地区協議会		(届出日)			年	月	日
届出者氏名  印		届出者住所					
電話番号							
行為地	町名に○をつけてください 花見町 八坂町 花町 有楽町						
土地所有者名				建物所有者名			
行為概要	新規開業、業種変更、業者名の変更の別、及び業種内容、営業形態、営業時間等を具体的にご記入ください。						
添付資料	新規開業、業種変更の場合、他地域でも営業されている届出者は、会社案内、営業案内等を添付してください。						
準備行為の着手予定日				年	月	日	
準備行為の完成予定日				年	月	日	
備考							

## 備考

建築物の外観の変更、屋外広告物の掲出等の行為を伴う場合は、別に「外観並びに内装に係る行為概要届出書」の提出が必要です。